

消防からのお知らせ

火災の早期発見・いち早い避難のため

住宅用火災警報器の設置・維持管理をしていますか！？

住宅用火災警報器は火災予防条例による義務設置です！

設置が必要な場所



☆ 取り付けが義務づけられている場所

➡ 寝室・階段

☆ 取り付けをおすすめする場所

➡ 台所・全ての居室

住宅用火災警報器の維持管理について



○定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器の本体または電池を交換しましょう。



○古くなったら交換

「ピッ」または「ピッ電池切れです」と間欠的に鳴る場合
「ピッピッピッ」または「ピッピッピッ故障です」と鳴る場合



本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器本体を交換しましょう。

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は10年とされています。

住警器の作動確認は、定期的に実施してください。

※2 設置から10年が経過した場合、本体内部の電子部品が劣化して

火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨して
います。

【問い合わせ先】

西置賜行政組合消防本部

消防署 TEL 88-1213

飯豊分署 TEL 72-2222

予防課 TEL 88-1797

白鷹分署 TEL 85-5242

小国分署 TEL 62-2154